

選 択 約 款

(ガスエンジンヒートポンプ空調契約)

平成30年6月25日

御 殿 場 ガ ス 株 式 会 社

目 次

1.	約款の適用	1
2.	選択約款の変更	1
3.	用語の定義	1
4.	適用条件	1
5.	契約の締結	2
6.	使用量の算定	2
7.	料金	2
8.	単位料金の調整	3
9.	名義の変更	4
10.	契約の変更又は解約	4
11.	その他	4
付則		
1.	本選択約款の実施期日 (別表)	5
1.	料金の算定方法	6
2.	料金表	7

ガスエンジンヒートポンプ空調契約
(選択約款)

1. 約款の適用

この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 当社は、一般ガス供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「GHP 空調機器」 … エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器であって、冷凍能力の合計が400.0kW以上の機器をいいます。
- (2) 「冬期」 … 12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの5ヶ月間をいいます。
- (3) 「その他期」 … 5月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの7ヶ月間をいいます。
- (4) 「消費税等相当額」 … 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」 … 消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。なお、この選択約款においては8%といたします。
- (6) 「単位料金」 … 8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) GHP 空調機器を使用すること。
- (2) GHP 空調機器のガス使用量を算定する専用ガスメーターを設置すること。
- (3) 3年間にわたって、継続してこの選択約款を締結すること。

- (4) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整(供給の制限または中止)に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。

- (2) 申し込みの際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。

- (3) 契約期間は次のとおりといたします。

① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として36か月目の月の検針日までといたします。

② 当社との他の契約の解約と同時に、この選択約款を適用する場合は、解約した契約の解約日の翌日からその解約日の属する月の翌月を起算月として36か月目の月の検針日までといたします。なお、解約した契約の契約期間は、その契約の解約日までといたします。

③ 契約期間満了に先立って解約又は契約の変更の申し込みがない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として36か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

- (4) 当社は、この選択約款に基づく契約の契約期間満了前に解約、又は一般ガス供給約款に定める料金に変更されたお客さまが、同一需要場所でこの選択約款、又は他の選択約款の適用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更、又は建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。(5)において同じ。)

- (5) 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

- (6) 当社は、お客さまがこの選択約款又は当社との他の契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金を、支払期限日を経過しても支払われていない場合には、この選択約款への申し込みを承諾できません。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日、及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが支払義務発生日の翌日から起算して20日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金(消費税等相当額を含みます。)を支払っていただきます。早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を料金として支払っていただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休

日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、6の規定により算出した使用量に基づき早収料金を算定いたします。
- (3) 当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 料金は、口座振替または払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。ただし、一般ガス供給約款に定める供給停止の解除のためにお支払いいただく料金は、原則として払込みの方法によります。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1(2)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.082 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.082 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

90,490円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表の1(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりプロパン平均価格をもとに次の数式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9400 \\ + \text{トン当たりプロパン平均価格} \times 0.0645$$

(備 考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりプロパン平均価格は、当社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部、もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

10. 契約の変更又は解約

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものといたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

11. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、平成30年6月25日から実施いたします。

(別表)

1. 料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単
位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金
に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の
早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に
基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）
に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11
月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早
収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に
基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早
収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格
に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早
収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格
に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早
収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づ
き算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早
収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づ
き算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早
収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づ
き算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早
収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づ
き算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間
の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に
基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間
の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に
基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間

の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1＋消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

2. 料金表(消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月につき	2,192.40円
--------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	その他期	冬期
	130.00円	140.00円

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。